

報告第2号

豊川市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

豊川市長 竹本幸夫

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分をする。

令和2年3月31日

豊川市長 竹本幸夫

豊川市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

豊川市長 竹本幸夫

## 豊川市条例第19号

### 豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和25年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第38条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第38条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第79条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第81条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第81条第1項中「第79条第2項」を「第79条第3項」に改める。

第134条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第12条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項を同条第16項とする。

附則第20条及び第21条中「第19項」を「第18項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条 項	規定事項	説 明
総 括		市税制度の適正化を図るため、市たばこ税について輸出等に係る課税免除の手續を簡素化するとともに、所要の規定の整備を行うものである。
第 3 4 条 第 2 項	法人の市民税 の申告納付	規定の整備
第 3 8 条 第 9 項 第 1 0 項	固定資産税の 課税標準	規定の整備
第 3 8 条の 2 第 1 項 第 2 項 第 3 項	法第 3 4 9 条 の 3 第 2 7 項 等の条例で定 める割合	規定の整備
第 7 9 条 第 2 項 第 3 項 第 4 項	たばこ税の課 税免除	市たばこ税の輸出等に係る課税免除の申告について、課税免除事由に該当することを証する書類を保存している場合は、当該書類の添付を不要とするものとする。
第 8 1 条 第 1 項	たばこ税の申 告納付の手續	規定の整備
第 1 3 4 条 第 2 項	都市計画税の 納税義務者等	規定の整備
附則第 1 2 条の 2 第 2 項～ 第 1 6 項	法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で 定める割合	規定の整備
附則第 2 0 条 第 1 項～	宅地等に対し て課する平成	規定の整備

第5項	30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例	
附則第21条	農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例	規定の整備